⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝78.0m　鋼単純細幅箱桁橋　Ｌ＝78.0m（最大支間長75.4m）、鋼橋上部　工場製作工１式、工場製品輸送工１式、鋼橋架設工（横取り工法併用トラッククレーンベント架設）１式、床版工（合成床版）１式、仮設工１式

⑸　工期　令和９年３月８日から令和10年３月24日まで。（余裕期間：契約締結日の翌日から令和９年３月７日まで）

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約300㎥、鋼材（鉄筋含む）約502ｔ、合成床版　約1,100㎡

⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

⑼　本工事においては、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑽　(B)Ｒ８大宮峰山道路府道高架橋上部工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑾　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑿　総価契約単価合意方式の適用

１）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

２）本方式の実施方式としては、

イ）単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。下記ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

ロ）包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）

があり、受注者が選択するものとする。

ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、上記１）の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

３）受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

４）その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⒀　本工事は、ＢＩＭ/ＣＩＭを導入することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ/ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決及び業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ/ＣＩＭ適用工事（受注者希望型）である。

⒁　本工事は、ＩＣＴ技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事（施工者希望ＩＩ型【構造物工（橋梁上部）】）である。

⒂　本工事は、工事実施にあたって不足する下請け等の技術者や技能者等を、通常考える工事実施地域外から広域的に確保せざるを得ない場合に、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の一部の費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⒃　本工事は、契約数量の一部分を直接工事費に対する率計上により積算し、見積り価格の算出に係る、当初契約時の時間短縮及び簡素化を目指す試行工事である。なお、契約締結後において、率計上の対象工種については、協議を行い、変更対応を行うものである。

⒄　本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との協議、地元協議、用地確保等の進捗状況を踏まえた概略工事工程表等の施工条件を明示することにより、適切な工期設定の取組を行う試行工事である。

⒅　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費を補正する試行の対象工事である。

⒆　本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例２号の場合の監理技術者）の配置は認めない。

⒇　本工事は、契約手続にかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

また、発注者の承諾を得て紙入札方式に代える場合、書面手続きにおける押印等の取り扱いについて、留意すること。

(21)　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(22)　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

(23)　本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。

２　競争参加資格

⑴　競争参加者は、次のすべての事項に該当する者とする。

(a)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(b)　近畿地方整備局における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格「鋼橋上部工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

(c)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(b)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(d)　平成23年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成し、引渡しが完了した下記１）から５）までの要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

１）道路橋（Ａ活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）の工事。

２）橋梁形式が、単純鈑桁橋を除く鋼橋の工事。

ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

３）最大支間長が25m以上であること。

４）横取り架設を含む架設工法であること。

５）架設時において交通規制を実施した工事であること。

ただし、上記１）から５）までは、同一工事の実績であること。